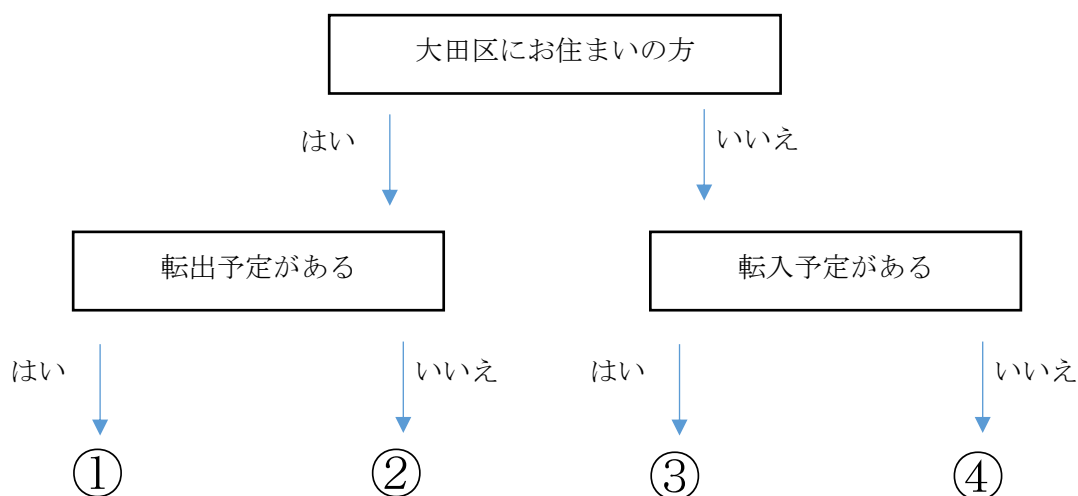




【大田区外の認可保育園のお申込みを希望する場合】

① 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がある方

受付窓口	転出先自治体の担当窓口
申込締切	自治体へご確認ください
必要書類	自治体へご確認ください
注意事項	○大田区認可保育園をご利用の場合は転出・退園届の提出が必要です。二重在籍はできませんのでご承知おきください。 ○転出後も大田区認可保育園をご利用の場合には大田区と転出先の両自治体で手続きが必要です。各自治体にご確認のうえお手続きください。

② 大田区にお住まいで、区外へ転出予定がない方

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	自治体へご確認ください (自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。余裕を持って、締切日の10営業日前を目途にご提出ください。)
必要書類	自治体へご確認ください※
注意事項	○大田区のルールに従って通所していただきます。 ※在籍施設のある自治体によって、独自のルールが適用される場合がございます。必ずご確認ください。

※大田区にて教育保育給付認定が得られていない場合、大田区様式の書類も必要となります。ご不明な場合はお問い合わせください。

【大田区内の認可保育園のお申込みを希望する場合】

③ 区外にお住まいで、大田区内へ転入予定がある方

受付窓口	大田区役所保育サービス課
申込締切	入園申込みのしおり P20 をご確認ください
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 転入手続きに関する同意書 ③ 保育の必要性を証明する書類 ④ お子様の健康状況申告書 ⑤ 入所・転園・あっせんにに関する確認票 ⑥ 税額・収入を証明する書類 ※課税（非課税）証明書等 ⑦ 保護者全員の在留カード（表裏面）、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑧ その他の書類 ※該当する方のみ ※②の提出がない場合は入所希望月の1日までに転入予定がない方として取扱います。 よって、0～2歳児クラスの4～9月入所は利用調整の対象外になります。 ※詳細は入園申込みのしおりをご確認ください。
注意事項	○結果に関わらず、大田区に転入後は「教育保育給付認定申請書」が必要です。 ○入所内定した方は、入所月の1日までに住民登録し、上記手続きを行ってください。手続きがされない場合、内定取消しとなります。

④ 区外にお住まいで、大田区へ転入予定がない方

受付窓口	現在お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	入園申込みのしおり（P20）をご確認ください
必要書類	① 保育所入所・転園等申込書兼保育の必要性の認定に係る申請書 ② 保育の必要性を証明する書類 ③ お子様の健康状況申告書 ④ 入所・転園・あっせんにに関する確認票 ⑤ 税額・収入を証明する書類 ※課税（非課税）証明書等 ⑥ 保護者全員の在留カード（表裏面）、または特別永住者証明書の写し ※外国籍の方のみ ⑦ その他の書類 ※該当する方のみ ※詳細は入園申込みのしおりをご確認ください。
注意事項	○クラス年齢によって申込みの制限がございます。入園申込みのしおり（P22）を必ずご確認ください。 ○お住まいの自治体のルールに従って通所していただきます。詳細は各自治体にご確認ください。